

平成24年度診療報酬改定の結果検証にかかる特別調査の 進め方について

1. 調査の進め方について

平成24年度特別調査については、下記の流れの通り進めたい。

(1) 調査項目策定

- ① 平成24年度診療報酬改定の結果検証にかかる特別調査の調査項目決定
(検証部会→総会)
- ② 平成24年度実施分の調査項目決定 (検証部会→総会)

(2) 調査設計作成

- ③ 調査設計素案作成、調査検討委員会人選 (厚生労働省)
- ④ 受託業者決定 (決定後直ちに打ち合わせ。作業趣旨確認・迅速化徹底)
- ⑤ 調査設計原案作成 (受託業者)
- ⑥ 調査設計原案について、中医協委員及び調査検討委員会委員より意見を求め、必要な修正を行い、調査設計を完成

(3) 調査票作成

- ⑦ 調査設計をもとに厚生労働省と受託業者で打ち合わせを実施し、調査票原案作成
(受託業者)
 - ・CS等専門家意見反映
- ⑧ 調査票原案を中医協委員に意見照会
 - ・検証部会長名で情報提供
 - ・意見を頂き、受託業者において調査票案に反映し、調査票修正案を作成

※同時に調査検討委員会委員についても意見を求める
- ⑨ 第1回調査検討委員会開催
 - ・調査票修正案の議論
 - ・⑧において中医協委員及び調査検討委員会委員より指摘された意見について、反映すべきかどうか検討を要する内容について合わせて議論
- ⑩ 第1回調査検討委員会の検討結果により、調査票最終案を作成
- ⑪ 調査票最終案について、検証部会の承認 (方法については日程等により別途調整)を得て、総会に報告
- ⑫ 総会報告後、総会において指摘された必要な修正を取り込んだ調査票により調査開始

2. 平成24年度実施分調査スケジュール

平成24年度実施分の調査のスケジュールについては、下記の日程を想定している。なお、「後発医薬品の使用状況調査」については、調査結果を平成25年度後発医薬品推進計画策定の資料として使用することから、平成24年12月までに速報値を公表する必要があるため、他の調査より前倒して調査を実施する。

3月28日（水）

○検証部会

平成24年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査の進め方について議論し、平成24年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査についての調査項目を決定

4月

○総会

平成24年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査についての調査項目を報告

○検証部会

平成24年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査についての調査項目のうち、平成24年度及び平成25年度にどの調査項目を実施するかを決定

○総会

平成24年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査についての調査項目のうち、平成24年度及び平成25年度にどの調査項目を実施するかを報告

4月～5月

厚生労働省において、決定した調査項目についての調査設計素案を作成し、調達を実施

6月上旬までに

受託業者を決定し、決定し次第受託業者と厚生労働省との打ち合わせを行い、調査設計案を作成

6月

調査設計案について中医協委員及び調査検討委員会委員に意見を求め、寄せられた意見によって修正を行い、調査設計を作成

調査設計をもとにして、受託業者と厚生労働省との打ち合わせを行い、調査票原案を作成

6月～7月

調査票原案について中医協委員及び調査検討委員会委員に意見を求め、寄せられた意見によって修正を行い、調査票修正案を作成

7月～8月

調査検討委員会において、調査票修正案の検討を行い、調査票最終案を作成

8月

○総会

平成24年度調査の調査票最終案の報告・決定

9月～

・「後発医薬品の使用状況調査」の調査を開始

11月～

・「後発医薬品の使用状況調査」以外の調査を開始

12月上旬

○総会

「後発医薬品の使用状況調査」に係る報告書（速報版）について報告

3月までに

○総会

「後発医薬品の使用状況調査」以外の調査に係る報告書（速報版）について報告

3. 平成24年度調査における検討事項

① 調査票の簡素化

調査票における質問項目については、案の段階で中医協委員からのご意見を伺い、さらに調査検討委員会における議論の上で決定しているところである。

平成23年度の調査票については、出来る限り詳細な情報を得ることを重視して質問項目を作成した結果、多いものでは10ページを超える調査票となった。また調査によっては、2種類以上の調査票に回答の必要な医療機関も存在するなど、回答に対する負担が非常に大きくなり、回答しない（出来ない）医療機関が多く存在することとなり、結果として回答率の低下につながっていると考えられる。

検証を実施するためには、ある程度詳細な項目による調査が必要であるのは確かであるが、回収率を向上させ、より多くの事例を収集するために、診療報酬の改定の効果を直接聴取することができる質問に限定するなど、調査票を簡素化することが必要ではないか。

② 患者調査票の充実

平成23年度調査までの調査については、保険医療機関や当該機関に所属する医師などの施設等に対しての調査を中心に実施していたところであるが、医療の実態を調

査するためには、実際に診療を受けている患者の意識を把握することがより重要であると考えられる。平成24年度調査からは、患者の意識をより把握することが出来るように、回答の際に負担にならない程度において、患者に対する調査票の調査項目を充実させることが必要ではないか。

③ 調査票集計の際の検定

調査内容や調査項目によっては、十分な回答数が得られないことがある。

回答数が少ない場合は、検証を実施する上で、適当ではない結果が導かれて、適正な評価が行えない可能性があるため、十分な回答数が得られなかった場合については、集計を行う際に統計における検定を実施すべきではないか。

平成24年度診療報酬改定の結果検証にかかる特別調査の検証項目（案）

平成24年度診療報酬改定の基本方針及び答申に当たっての中医協附帯意見を踏まえると、以下のような検証項目案が考えられるがどうか。

1. 平成24年度骨子における重点課題

（1）急性期医療の適切な提供に向けた病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の負担軽減

○救急医療機関と後方病床との一層の連携推進など、小児救急や精神科救急を含む救急医療の評価についての影響

○病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の勤務体制の改善等の取組に係るさらなる措置についての効果及びチーム医療に関する評価後の役割分担の状況や医療内容の変化

○歯科医師等による周術期等の口腔機能の管理に係る評価についての影響

（2）医療と介護の役割分担の明確化と地域における連携体制の強化の推進及び地域生活を支える在宅医療等の充実

○在宅医療を担う医療機関の機能分化と連携等による在宅医療のさらなる充実や後方病床機能の評価についての影響及び在宅医療の実施状況及び医療と介護の連携状況

○訪問看護の充実に係る診療報酬改定の影響

2. 平成24年度骨子における4つの視点

（1）充実が求められる分野を適切に評価していく視点

○慢性期精神入院医療や地域の精神医療、若年認知症を含む認知症に係る医療の状況

○在宅における歯科医療と歯科診療で特別対応が必要な者の状況

○維持期リハビリテーション及び廃用症候群に対する脳血管疾患等リハビリテーションなど疾患別リハビリテーションに関する実施状況

（2）患者から見て分かりやすく納得でき、安心・安全で、生活の質にも配慮した医療を実現する視点

○医療安全対策や患者サポート体制の評価の効果

（3）医療機能の分化と連携等を通じて、質が高く効率的な医療を実現する視点

（4）効率化余地があると思われる領域を適正化する視点

○一般名処方の普及状況・加算の算定状況や後発医薬品の処方・調剤の状況

平成24年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査の実施について

1. 目的

「平成24年度診療報酬改定の結果検証にかかる特別調査の検証項目」に基づき、特別調査を実施し、検証部会における平成24年度診療報酬改定の結果検証のための資料を得ることを目的とする。

2. 調査の実施方法

特別調査は、外部委託により実施することとし、実施に当たっては、調査機関、検証部会委員、関係学会等により構成された「調査検討委員会」により、具体的な調査設計、調査票作成、集計・分析方法の検討、及び集計・分析終了後の結果の検討を行う。

3. 調査項目

以下に掲げる10項目について、平成24年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査として実施することとし、うち、施設基準を新設するなど検証の効果が明らかになるまで一定程度の期間が必要である項目については、平成25年度調査として実施することとし、それ以外の項目について平成24年度調査として実施する。ただし、平成24年度調査についても、改定による効果がより明らかになるように、出来る限り年度後半での調査を実施する。

- (1) 救急医療機関と後方病床との一層の連携推進など、小児救急や精神科救急を含む救急医療の評価についての影響調査
- (2) 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善についての状況調査
 - ・病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の勤務体制の改善等の取組に係るさらなる措置についての効果の影響調査
 - ・チーム医療に関する評価後の役割分担の状況や医療内容の変化の状況調査
- (3) 歯科医師等による周術期等の口腔機能の管理に係る評価についての影響調査
- (4) 在宅医療の実施状況及び医療と介護の連携状況調査
- (5) 訪問看護の充実に係る診療報酬改定の影響調査
- (6) 慢性期精神入院医療や地域の精神医療、若年認知症を含む認知症に係る医療の状況調査
- (7) 在宅における歯科医療と歯科診療で特別対応が必要な者の状況調査
- (8) 維持期リハビリテーション及び廃用症候群に対する脳血管疾患等リハビリテーションなど疾患別リハビリテーションに関する実施状況調査
- (9) 医療安全対策や患者サポート体制に係る評価についての影響調査
- (10) 後発医薬品の使用状況調査

(参考)

答申書(H24.2.10)附帯意見にかかる検討、検証の実施部会・分科会(案)

中医協 総一6
24.3.28

答申書附帯意見		改定の骨子	調査内容	対応部会・分科会	
1	初再診料及び入院基本料等の基本診療料については、コスト調査分科会報告書等も踏まえ、その在り方について検討を行うこと。なお、歯科は単科で多くは小規模であること等を踏まえ、基本診療料の在り方について別途検討を行うこと。その上で、財政影響も含め、平成24年度診療報酬改定における見直しの影響を調査・検証し、その結果を今後の診療報酬改定に反映させること。また、医療経済実態調査のさらなる充実・改良等により、医療機関等の協力を得つつ経営データをより広く収集し、診療報酬の体系的見直しを進めること。	重点1-3 救急外来や外来診療の機能分化の推進について 4つの視点Ⅲ-1 病院機能にあわせた効率的な入院医療等について 4つの視点Ⅳ-2 平均在院日数の減少や社会的入院の是正に向けた取組について	基本診療料	・基本問題小委員会	
2	救急医療機関と後方病床との一層の連携推進など、小児救急や精神科救急を含む救急医療の評価について影響を調査・検証するとともに、その結果を今後の診療報酬改定に反映させること。	重点1-1 救急・周産期医療の推進について 4つの視点Ⅲ-4 診療所の機能に着目した評価について 4つの視点Ⅲ-5 医療機関間の連携に着目した評価について	救急医療	・検証部会①	
3	病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の勤務体制の改善等の取組に係るさらなる措置(時間外対応加算を含む。)については、その効果を調査・検証するとともに、いわゆるドクターフィーの導入の是非も含め、引き続き、医師や看護師等の勤務の負担軽減に関する検討を行うこと。	重点1-2 病院医療従事者の勤務体制の改善等の取組について	勤務医負担軽減	・検証部会②	
4	次に掲げるチーム医療に関する評価について、調査・検証を行うこと。	薬剤師の病棟業務(療養病棟又は精神病棟における業務を含む。)	重点1-4 病棟薬剤師や歯科等を含むチーム医療の促進について	チーム医療	・検証部会②
		歯科医師等による周術期等の口腔機能の管理	重点1-4 病棟薬剤師や歯科等を含むチーム医療の促進について	チーム医療	・検証部会③
		糖尿病透析予防指導による生活習慣病対策の推進・普及の実態	重点1-4 病棟薬剤師や歯科等を含むチーム医療の促進について	チーム医療	・検証部会②
		栄養障害を生じている患者への栄養状態改善に向けた取組	重点1-4 病棟薬剤師や歯科等を含むチーム医療の促進について	チーム医療	・検証部会②
5	在宅医療を担う医療機関の機能分化と連携等による在宅医療のさらなる充実や後方病床機能の評価について検討を行うこと。	重点2-1 在宅医療を担う医療機関の役割分担や連携の促進について	在宅医療	・検証部会④	
6	効率的かつ質の高い訪問看護のさらなる推進について検討を行うこと。	重点2-5 訪問看護の充実について	訪問看護	・検証部会⑤	
7	維持期のリハビリテーションについては、介護サービスにおけるリハビリテーションの充実状況等を踏まえ、介護保険サービスとの重複が指摘される疾患別リハビリテーションに関する方針について確認を行うこと。また、廃用症候群に対する脳血管疾患等リハビリテーションの実施状況について調査・検証するとともに、その結果を今後の診療報酬改定に反映させること。	重点2-6 医療・介護の円滑な連携について 4つの視点Ⅰ-6 リハビリテーションの充実について	リハビリテーション	・検証部会⑥	
8	病院機能に合わせた効率的な入院医療を図るため、一般病棟入院基本料、亜急性期入院医療管理料等の見直しについての影響を調査・検証するとともに、その結果を今後の診療報酬改定に反映させること。特に、一般病棟入院基本料(13対1、15対1)算定病棟における特定除外制度の見直しについても、平均在院日数の変化等の影響を調査・検証をすること。さらに、一般病棟(7対1、10対1を含む)、療養病棟、障害者病棟等における長期入院の詳細かつ横断的な実態の調査も含め、慢性期入院医療の適切な評価の見直しについて引き続き検討を行うこと。	重点1-1 救急・周産期医療の推進について 4つの視点Ⅲ-1 病院機能にあわせた効率的な入院医療等について 4つの視点Ⅲ-2 慢性期入院医療の適切な評価について 4つの視点Ⅳ-2 平均在院日数の減少や社会的入院の是正に向けた取組について 4つの視点Ⅲ-1 病院機能にあわせた効率的な入院医療等について 4つの視点Ⅳ-2 平均在院日数の減少や社会的入院の是正に向けた取組について	入院基本料 亜急性期入院医療管理料 慢性期入院医療	・(慢性期)入院医療の包括評価分科会 (検討範囲については、今後、総会で整理・検討。以下同じ)	
9	以下の経過措置については、現場の実態を踏まえた検討を行い、必要な措置を講ずること。	一般病棟における7対1入院基本料の算定要件の見直しに係る経過措置	重点1-1 救急・周産期医療の推進について	入院基本料	・(慢性期)入院医療の包括評価分科会
		特殊疾患病棟や障害者施設等から療養病棟に転換した場合に対する経過措置	重点1-1 救急・周産期医療の推進について	特殊疾患転換措置	・(慢性期)入院医療の包括評価分科会
10	DPC制度については、医療機関群の設定、機能評価係数Ⅱの見直し等の影響を踏まえながら、今後3回の改定を目的に継続する段階的な調整係数の置換えを引き続き計画的に実施すること。その際、臨床研修制度を含めた他制度への影響についても十分に調査・検証するとともに、見直し等が必要な場合には速やかに適切な措置を講ずること。また、DPC対象の病院と対象外の病院のデータの比較・評価を行うこと。	4つの視点Ⅲ-1 病院機能にあわせた効率的な入院医療等について	DPC制度	・DPC評価分科会	

答申書附帯意見		改定の骨子	調査内容	対応部会・分科会	
11	医療提供体制が十分ではなく医療機関の機能分化を進めることが困難な地域に配慮した評価の見直しについて影響を調査・検証するとともに、診療所を含む当該地域全体の医療の状況の把握なども踏まえ、その結果を今後の診療報酬改定に反映させること。	4つの視点Ⅲ-3 医療の提供が困難な地域に配慮した評価について	医療の地域特性	・(慢性期)入院医療の包括評価分科会	
12	平均在院日数の減少や長期入院の是正など、入院医療や外来診療の機能分化の推進や適正化について引き続き検討を行うこと。	重点1-3 救急外来や外来診療の機能分化の推進について 4つの視点Ⅳ-2 平均在院日数の減少や社会的入院の是正に向けた取組について	医療の機能分化	・(慢性期)入院医療の包括評価分科会	
13	診療報酬における包括化やIT化の進展等の状況変化を踏まえて、診療報酬の請求方法や、指導・監査等適切な事後チェックに資するための検討を引き続き行うこと。	4つの視点Ⅱ-3 診療報酬点数表における用語・技術の平易化、簡素化について	診療報酬の包括化・IT化	・基本問題小委員会 ・(慢性期)入院医療の包括評価分科会	
14	診療報酬項目の実施件数の評価等を踏まえた診療報酬体系のさらなる簡素・合理化(今回改定の医療現場への影響を含む。)、明細書の無料発行のさらなる促進(400床未満の病院や公費負担医療に係る明細書の無料発行を含む。)、医療安全対策や患者サポート体制の評価の効果について検討を行うこと。	4つの視点Ⅱ-1 医療安全対策等の推進について 4つの視点Ⅱ-2 患者に対する相談支援体制の充実等について 4つの視点Ⅱ-3 診療報酬点数表における用語・技術の平易化、簡素化について	診療報酬の合理化 患者支援体制 医療安全対策	・基本問題小委員会 ・検証部会⑦	
15	長期収載品の薬価のあり方について検討を行い、後発医薬品のさらなる普及に向けた措置を引き続き講じること。	4つの視点Ⅳ-1 後発医薬品の使用促進について	薬価 後発医薬品	・社会保障審議会(医療保険部会) ・薬価部会 ・新たな検討の場	
16	手術や処置、内科的な診断や検査を含めた医療技術について、医療上の有用性及び効率性などを踏まえ患者に提供される医療の質の観点から、物と技術の評価のあり方を含め、診療報酬上の相対的な評価も可能となるような方策について検討を行うこと。	4つの視点Ⅰ-8 医療技術の適切な評価について 4つの視点Ⅰ-9 イノベーションの適切な評価について	医療技術評価	・医療技術評価分科会 ・技術、薬剤、材料を横断した新たな検討の場	
17	革新的な新規医療材料やその材料を用いる新規技術、革新的な医薬品等の保険適用の評価に際し、算定ルールや審議のあり方も含め、費用対効果の観点を可能な範囲で導入することについて検討を行うこと。	4つの視点Ⅰ-8 医療技術の適切な評価について 4つの視点Ⅳ-3 市場実勢価格等を踏まえた医薬品・医療材料・検査の適正評価について4つの視点Ⅳ-4 相対的に治療効果が低くなった技術等の適正な評価について	保険適用の評価	・技術、薬剤、材料を横断した新たな検討の場 ・材料専門部会 ・薬料専門部会 ・先進医療専門家会議 ・医療技術評価分科会	
18	上記に掲げるもののほか、今回改定の実施後においては、特に以下の項目について調査・検証を行うこととする。	在宅医療の実施状況及び医療と介護の連携状況	重点2-1 在宅医療を担う医療機関の役割分担や連携の促進について 重点2-6 医療・介護の円滑な連携について	医療介護連携	・検証部会④
		在宅における歯科医療と歯科診療で特別対応が必要な者の状況	重点2-4 在宅歯科、在宅薬剤管理の充実について 4つの視点Ⅰ-7 生活の質に配慮した歯科医療の推進について	在宅歯科	・検証部会⑧
		慢性期精神入院医療や地域の精神医療、若年認知症を含む認知症に係る医療の状況	4つの視点Ⅰ-3 精神疾患に対する医療の充実について 4つの視点Ⅰ-4 認知症対策の推進について 4つの視点Ⅲ-5 医療機関間の連携に着目した評価について 4つの視点Ⅳ-2 平均在院日数の減少や社会的入院の是正に向けた取組について	精神	・検証部会⑨
		一般名処方の普及状況・加算の算定状況や後発医薬品の処方・調剤の状況	4つの視点Ⅳ-1 後発医薬品の使用促進について	一般名処方 後発医薬品	・検証部会⑩
		診療報酬における消費税の取扱い		その他	・社会保障審議会(医療保険部会) ・新たな検討の場
		医療機関における褥瘡の発生等の状況	重点2-5 訪問看護の充実について 重点2-6 医療・介護の円滑な連携について 4つの視点Ⅲ-2 慢性期入院医療の適切な評価について 4つの視点Ⅱ-3 診療報酬点数表における用語・技術の平易化、簡素化について	慢性期医療	・(慢性期)入院医療の包括評価分科会